

# 静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 平成7年3月31日 管第773号

## 第1 趣旨

この要綱は、静岡県(以下「県」という)発注建設工事に係る建設生産システム合理化を図るため「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知)に定めるもののほか、県発注建設工事を施工するに当たり工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 県から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における受注者をいう。

## 第3 適正な契約の締結

(省略)

## 第4 適正な施工体制の確立

(省略)

## 第5 建設業退職金共済組合への加入の促進等

請負人は、当該下請負人通知書に係る工事に携わる建設業者の建設業退職金共済組合への加入の促進及び被共済者への退職金共済証紙の交付の徹底に努めるものとする。

この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写しを、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。

## 第6 下請取引責任者の選任

(省略)

## 第7 指導助言等

県は、県発注建設工事における建設生産システムの合理化を図るため必要があると認めた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等の現場調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、又は、是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附則 1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。

2 静岡県発注建設工事にかかる元請下請関係適正化対策要綱(昭和59年1月18日付け管第505号)は、廃止する。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

【静岡県工事契約実務ガイドブック(平成17年度版):抜粋】